報

び立入検査に関する事項については、

利用を促進するためには、原産国においてその法令に適合した森林の伐採が確保されることが重要 材等の流通及び利用に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるものとする。 であることに鑑み、外国における違法伐採の抑止のための国際的な連携の確保その他の合法伐採木 、報告及び立入検査 国は、木材資源の相当部分を輸入に依存する我が国において合法伐採木材等の流通及び

第三十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、木材関連事業者に対し、合法伐採 工場、

3

4

2 事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 木材等の利用の確保の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、木材関連事業者の事務所、

をさせ、又はその職員に、登録実施機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その・主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録実施機関に対し、その業務に関し報告 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しな !の物件を検査させることができる!

ければならない。

4 (主務大臣等) 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、 ならない。 犯罪捜査のために認められたものと解釈して

第三十四条 この法律における主務大臣は、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。

ただし、第七条に規定する指導及び助言に関する事項並びに前条第一項の規定による報告の徴収及

農林水産大臣及び当該木材関連事業者の事業を所管する大臣

この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

2 3 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、 の長に委任することができる。 その 一部を地方支分部

(省令への委任)

第三十五条 この法律に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な事項は、 主務省令で定め

第三十六条 第二十七条の規定による登録実施事務の停止の命令に違反した者は、 は五十万円以下の罰金に処する。 年以下の懲役又

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する

第十三条第三項の規定に違反した者

第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

を保存しなかった者 第二十八条の規定に違反して、同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、 又は帳簿

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 第三十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 又は同項の規定による

第三十八条 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。 又は同項の規定

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の 業務に関し前三条の違反行為をしたときは、 行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、 各

第四十条 第二十四条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき 事 る請求を拒んだ者は、 項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定によ 二十万円以下の過料に処する。

35

- この法律は、 公布の日から起算して一年を経過した日から施行する
- 2 1
- 者については、 この法律の施行の際現に登録木材関連事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている 第十三条第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、 適用しな
- 結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。政府は、この法律の施行後五年を目途として、 (登録免許税法の一部改正) この法律の施行の状況について検討を加え、 その
- 登錄免許税法(昭和四十二年法律第三十五号) 別表第一第九十一号の次に次のように加える。 の一部を次のように改正する。

九十一の二 木材関連事業者の登録又は木材関連事業者に係る登録実施機関の登録

者の登録)の木材関連事業者の登録(更新の登録を除く。)(平成二十八年法律第四十八号)第八条(木材関連事業) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 八条の登録実施機関に係る登録(更新の登録を除く。) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第 登録件数 登録件数 - 件につき一 件につき九万円 万五

国土交通大臣 経済産業大臣 農林水産大臣 内閣総理大臣 財務大臣 石井 森山 麻生 幹雄 啓一 太 **裕**郎

政

内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、 外国公館等及び原子力事業所の周辺 令

域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公

御 名 御 布する。

国会議事堂、

平成二十八年五月二十日

内閣総理大臣

安倍

晋三

政令第二百二十三号

第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号) 内閣は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、 辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部の施行期日を定める政令国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周 +成二十八年法律第九号)附則外国公館等及び原子力事業所

域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地 期日は、平成二十八年五月二十三日とする

内閣総理大臣

総務大臣 外務大臣 岸山安 田本倍 文早晋雄苗三